

第45号議案

文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事請負契約に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

平成30年11月7日

提出者 文京区教育委員会
教育長 佐藤 正子

議案第三十四号

文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事請負契約
右の議案を提出する。

平成三十年十一月十五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事請負契約

文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立誠之小学校改築その他給排水衛生設備工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金五億四百四十六万八千円

四 契約の相手方 酒井・高橋・松嶋建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区大塚六丁目十一番十二号

酒井工業株式会社

代表取締役 酒井政男

構成員 東京都文京区本駒込二丁目二十七番十六号

株式会社高橋管工社

代表取締役 高橋直和

構成員

東京都文京区本郷四丁目三十五番十四号第二協栄レジデンス一〇二

松嶋建設工業株式会社

代表取締役社長 安田洋之

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から平成三十四年十一月三十日まで
- 二 支出科目等 平成三十年 一般会計 教育費 学校教育費
- 平成三十一年度 債務負担行為
- 平成三十二年 債務負担行為
- 平成三十三年 債務負担行為
- 平成三十四年 債務負担行為